

令和8年度若者インターンシップ推進事業企画提案の募集における質問回答

質問1

本事業の対象を「学生～35歳以下の若者」としているが、企業がインターンシップ募集にあたり、独自に応募条件等を設けることは差し支えないか。

回答

差し支えありません。本事業における対象者は「県内外の大学に進学した学生及び35歳以下の既卒の若者」としますが、個別のインターンシップ等の実施にあたり、企業が業務内容等に応じて応募条件（学年、学部、専攻、実施日程に参加可能であること等）を設定することは妨げません。

質問2

インターンシップの募集期間外においても、企業紹介のみを目的として企業情報を掲載することは差し支えないか。

回答

原則として、本事業はインターンシップ等情報の掲載および申込促進を目的とするため、募集しているインターンシップ等がない状態で企業紹介のみを掲載する運用は想定していません。企業紹介のみを目的とする場合は、しずおか就職netの活用を検討いただきます。

ただし、掲載しているインターンシップ等の募集開始前・募集終了後の一定期間において、過去掲載実績のある企業について、次回募集に向けた案内等を含む形で企業情報を掲載するなど、事業目的に資する運用については、県と協議の上で取り扱うこととします。

質問3

企業が希望する場合、サイト内に設置するフォームを使用せず、企業が運営する自社サイトにてインターンシップ等の受付を行う形式とすることは可能か。

回答

原則として、本事業のKPIが「特設サイトを通じてインターンシップ等に申し込んだ参加者数」であること、また仕様書案において「若者が申し込む機能（申込フォーム）」を特設サイトに搭載することとしているため、申込みは特設サイト上の申込機能を基本とします。

一方で、企業側の受付システム等の事情がある場合、特設サイトから自社サイトに誘導する形を認めるかどうか、またその場合のKPI算定（「特設サイトを通じて」の解釈）や個人情報の取扱い整理が必要となるため、取扱いは県と協議の上で決定します。